

## **瀬戸内市立幼稚園・小学校・中学校へのチラシ等の個別配布・配信について**

瀬戸内市教育委員会

現在、学校を通じて児童生徒や家庭向けに周知するチラシ等の配布依頼が非常に増えています。その結果、教職員の配布物対応による負担が増加し、限られた時間の中で配布することにより児童生徒の教育活動に支障をきたすなど、さまざまな課題が発生しております。

これらの課題を解決するため、瀬戸内市教育委員会では、令和8年1月以降、下記の基準を満たさないチラシ等については園・学校からの個別配布を原則行わない方針とします。また、新たに教育委員会によるチラシ等の配信を行うこととし、瀬戸内市LINE公式アカウントを専用配信手段として運用します。

「教職員の働き方改革の推進（平成31年3月18日文部科学大臣）」やペーパーレス化を推進する観点から、園・学校を経由しない配布方法（公共施設等での配布、インターネットや広報誌への掲載など）をご活用いただきますようお願いいたします。関係団体の皆様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### **1 教育委員会が園・学校に依頼する個別配布・校内掲示並びに配信の基準**

次の(1)または(2)を満たす場合に限り、教育委員会は園・学校を通じて児童生徒への個別配布・校内掲示の依頼並びに配信を行います。

- (1) 国・県・瀬戸内市が発行または主催・共催するもの。
- (2) その他、教育長が適切であると認めるもの。

※個別配布 教育委員会→幼稚園・小学校・中学校→児童生徒

校内掲示 教育委員会→幼稚園・小学校・中学校

配信 教育委員会が瀬戸内市LINE公式アカウントを通じた配信を実施

#### **2 その他**

- (1) 個別配布・校内掲示並びに配信には、依頼受付後約1週間の処理期間を要します。
- (2) 個別の園・学校や中学校区単位等を対象としたイベントのチラシ、私立学校等のパンフレットや進路説明会等の案内が、直接園・学校に依頼があった場合については、園長・校長の判断により、個別配布や校内掲示等の対応を行うことができるものとします。